

第1回葛飾区地域公共交通活性化協議会

日時： 令和7年2月3日（月）午後2時から

会場： 葛飾区医師会館 講堂

次 第

- 1 開会
- 2 委員委嘱・紹介
- 3 地域公共交通活性化協議会について
- 4 報告事項
 - (1) 葛飾区地域公共交通計画の策定について
 - (2) 西亀有エリアにおける新たな交通手段の検討状況について
 - (3) 新規バス路線（新金02系統）の運行開始について
- 5 その他
- 6 閉会

<配付資料>

- 資料1 委員名簿
- 資料2 葛飾区地域公共交通活性化協議会設置要綱
- 資料3 葛飾区地域公共交通活性化協議会の会議の公開に関する取扱要領
- 資料4 葛飾区地域公共交通活性化協議会について
- 資料5 葛飾区地域公共交通計画の策定について
- 資料6 西亀有エリアにおける新たな交通手段の検討状況について
- 資料7 新規バス路線（新金02系統）の運行開始について

- 参考資料 区内地域交通の運行状況について
葛飾区内バス路線図
葛飾区公共交通網整備方針（概要版）
区民アンケート調査及びバス利用者アンケート調査 速報集計（概要版）

葛飾区地域公共交通活性化協議会委員名簿

(敬称略)

No.	委員	所属	氏名
1	地域交通法第2条第2号に規定する公共交通事業者等の関係者	東日本旅客鉄道株式会社首都圏本部企画総務部 経営戦略ユニット チーフマネージャー	櫻井 昭夫
2		東日本旅客鉄道株式会社千葉支社企画総務部 企画部長	正能 俊輔
3		京成電鉄株式会社計画管理部 鉄道企画担当 課長	土屋 稿治
4		北総鉄道株式会社企画室 課長	島ノ江 啓一
5		東京都交通局自動車部 計画課長	若田 瑞穂
6		京成バス株式会社 営業部長	三浦 裕樹
7		京成タウンバス株式会社 代表取締役社長	檜山 雅紀
8		東武バスセントラル株式会社運輸統括部 業務課長	多田 聡
9		日立自動車交通株式会社 営業企画部長	關田 和弘
10		マイスカイ交通株式会社 管理部長	山中 孝二
11		実用興業株式会社 代表取締役	坂本 篤史
12	道路運送法第9条第1項に規定する一般旅客自動車運送事業者が組織する団体	一般社団法人東京バス協会 乗合業務部長	富樫 秀樹
13		一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会 業務部長	小池 毅
14	道路運送法第9条第1項に規定する一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	東京都交通運輸産業労働組合協議会バス部会 事務長	志村 雅貴
15		東京都交通運輸産業労働組合協議会ハイタク部会 事務長	久我 恒夫
16	葛飾区民又は地域公共交通機関の利用者の代表	葛飾区自治町会連合会 副会長	堀越 克夫
17		葛飾区高齢者クラブ連合会 会長	細谷 五郎
18		NPO法人葛飾アクティブ・COM 理事	太田 敬
19		葛飾区肢体不自由児者父母の会 会長	住谷 道子
20	国土交通省関東運輸局東京運輸支局長又はその指名する者	国土交通省関東運輸局東京運輸支局 首席運輸企画専門官 (輸送担当)	佐藤 義尚
21		国土交通省関東運輸局東京運輸支局 首席運輸企画専門官 (総務企画担当)	中山 俊夫 (代理：五十嵐 拓哉)
22	区長以外の道路管理者	国土交通省関東地方整備局東京国道事務所 交通対策課建設専門官	菊池 信久
23		東京都建設局第五建設事務所 管理課長	小林 実
24		葛飾区都市整備部 道路管理課長	角谷 武是
25	交通管理者	警視庁交通部交通規制課 調査担当	西東 俊郎
26		警視庁葛飾警察署 交通課長	福井 将人
27		警視庁亀有警察署 交通課長	天野 敏明
28	学識経験者	日本大学理工学部 教授 理工学部学部長	轟 朝幸
29		流通経済大学経済学部 教授 大学院経済学研究科長	板谷 和也
30	その他葛飾区が必要と認める者	OpenStreet 株式会社東日本エリア開発部 部長	本間 晃章
31		東京都都市整備局都市基盤部 地域公共交通担当課長	武山 信幸
32		葛飾区商店街連合会 副会長	坂田 幸康
33		葛飾区立小学校校長会 二上小学校長	岡崎 崇
34		葛飾区立中学校校長会 亀有中学校長	井出 忠男
35	葛飾区長又はその指名する者	福祉部長	新井 洋之
36		都市整備部長	吉田 眞
37		交通政策担当部長	今井 直紀

葛飾区地域公共交通活性化協議会設置要綱

4 葛都交第 269 号
令和 5 年 1 月 10 日
区 長 決 裁

(設置)

第 1 条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、同法第 5 条に規定する地域公共交通計画（以下「地域公共交通計画」という。）の作成、変更及び実施に関する協議を行うとともに、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）第 4 条第 2 項ただし書に規定する協議会として、葛飾区地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 地域公共交通計画の作成及び変更に関する事項
- (2) 地域公共交通計画及び法第 2 条第 1 号に規定する地域公共交通（以下「地域公共交通」という。）に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (3) 地域の実情に応じた適切な旅客輸送の態様に関する事項
- (4) 循環バス等の運行計画及び事業の管理に関する事項
- (5) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項

(協議会の委員)

第 3 条 協議会の委員は、別表に掲げる関係機関、団体等に属する者又は同表に掲げる職にある者から葛飾区長（以下「区長」という。）が委嘱又は任命するものをもって組織する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を各 1 名置き、委員の互選により選任された者をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の運営)

第 6 条 協議会は、会長が招集し、議事を進行する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 協議会の議事の議決方法は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長が決するところによる。
- 4 やむを得ない理由のため協議会に出席できない委員は、同一の団体又は機関に属する者を代理人として出席させ、合議及び表決を委任することができる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して協議会への出席を求めて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(協議会の書面開催)

第7条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由のため委員の招集が困難であると会長が認める場合は、委員からの意見の聴取及び賛否の意向の確認を書面の郵送又は持ち回りにより行い、委員の過半数からの書面による回答が得られた際に、その結果をもって協議会の議決に代えることができる。

- 2 書面開催時の議事の議決方法は、前条第3項の規定に準じ、書面による回答のあった委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長が決するところによる。

(協議結果の取扱い)

第8条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(会議の公開)

第9条 協議会の会議は公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、会議を非公開とすることができる。

- (1) 会議において取り扱う情報が、葛飾区情報公開条例（平成4年葛飾区条例第30号）第9条各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 前号のほか、協議会が必要と認めるとき。

- 2 協議会の会議の非公開の決定方法、公開の方法その他会議の公開に関し必要な事項は、交通政策担当部長が別に定める。

(分科会)

第10条 会長は、必要と認めるときは分科会を設置し、第2条各号に掲げる事項について、専門的かつ技術的な検討を分科会に付託することができる。

- 2 分科会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。
- 3 協議会は、分科会が検討した事項の報告内容について尊重するものとする。

(事務局)

第11条 協議会の事務局を都市整備部交通政策課に置く。

(その他)

第12条 この要綱の施行について必要な事項は、交通政策担当部長が別に定める。

- 2 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項（第9条第2項に規定する事項を除く。）は、会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年1月10日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条本文の規定にかかわらず、令和7年3月31日までとする。

付 則

この要綱は、令和6年1月17日から施行し、令和5年10月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和6年11月14日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年1月16日から施行する。

別表（第3条関係）

委 員	法第2条第2号に規定する公共交通事業者等の関係者
	道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第1項に規定する一般旅客自動車運送事業者が組織する団体
	道路運送法第9条第1項に規定する一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
	葛飾区民又は地域公共交通の利用者の代表
	国土交通省関東運輸局東京運輸支局長又はその指名する者
	区長以外の道路管理者
	交通管理者
	学識経験者
	その他区長が必要と認める者
区長又はその指名する者	

葛飾区地域公共交通活性化協議会の会議の公開に関する取扱要領

4 葛都交第 276 号

令和 5 年 1 月 17 日

交通政策担当部長決裁

(趣旨)

第 1 条 この要領は、葛飾区地域公共交通活性化協議会設置要綱（令和 5 年 1 月 10 日付け 4 葛都交第 269 号区長決裁。以下「要綱」という。）第 9 条第 2 項の規定に基づき、葛飾区地域公共交通活性化協議会の会議の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(公開方法)

第 2 条 会議は、原則として傍聴できるものとし、会議開催後、会議の開催日時及び場所、議題、協議の概要、合意事項等を記載した議事概要を公開するものとする。

2 やむを得ない理由のために傍聴を中止する場合や、書面による開催となった場合は、前項の議事概要の公開をもって会議を公開したものとする。

(非公開の決定方法)

第 3 条 会長は、要綱第 9 条第 1 項各号のいずれかに該当すると認めるとき又は委員からその旨の指摘があったときは、会議に諮り、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(会議傍聴の周知)

第 4 条 会議の開催に当たっては、「広報かつしか」に掲載する等の方法により、傍聴ができる旨を周知するものとする。ただし、会議開催までに日程的な余裕がない等の理由がある場合は、この限りではない。

(傍聴者の定員)

第 5 条 傍聴者の定員は、会場を考慮した上で、会議ごとに会長が定めるものとする。

(傍聴者の決定)

第 6 条 傍聴者の決定は、原則として会議の前日までに傍聴を申し込んだ者のうちから先着順で行うものとする。

2 事前の申込みなく、当日に会議を傍聴する場合は、指定の入口で傍聴者名簿に住所及び氏名を記入しなければならない。この場合、傍聴者の定員を超えない範囲で、先に傍聴の申込みを行った者から傍聴できるものとする。

(傍聴証の交付等)

第 7 条 傍聴者は、傍聴証の交付を受けなければならない。

2 傍聴者が入場しようとする場合は、傍聴証を着用しなければならない。

3 傍聴者が傍聴を終え退場しようとするときは、傍聴証を返還しなければならない。

(傍聴席への入場を禁止される者)

第 8 条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席への入場を禁止する。

(1) 凶器その他人に危害を加える恐れのある物を携帯している者

- (2) はり紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者
- (3) はち巻、腕章、たすきの類を着用又は携帯している者
- (4) 拡声器、無線機、ラジオの類を携帯している者
- (5) 酒気を帯びていると認められる者
- (6) その他会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼす恐れがあると認められる者

(傍聴者の遵守事項)

第9条 傍聴者は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) 騒ぎ立てないこと。
- (4) 携帯電話等の無線機器を使用しないこと。
- (5) その他議場の秩序を乱し、または会議の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影、録音等の禁止)

第10条 傍聴者は、傍聴席において撮影又は録音をしてはならない。ただし、あらかじめ会長の許可を得た場合はこの限りでない。

(係員の指示)

第11条 傍聴者は、係員の指示に従わなければならない。

(傍聴者の退場)

第12条 傍聴者は、次に掲げる場合は、速やかに退場しなければならない。

- (1) 会長が非公開を宣言し、傍聴者の退場を命じたとき。
- (2) 傍聴者がこの要領の規定に違反しているとして、会長が退場を命じたとき。

2 前項第2号の規定により、退場を命じられた者は、当日再び傍聴席に入ることはできない。

(その他)

第13条 この要領に定めのない事項で、会議の公開に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この要領は、令和5年1月17日から施行する。

付 則

この要領は、令和7年1月16日から施行する。

これから（令和7年2月～）

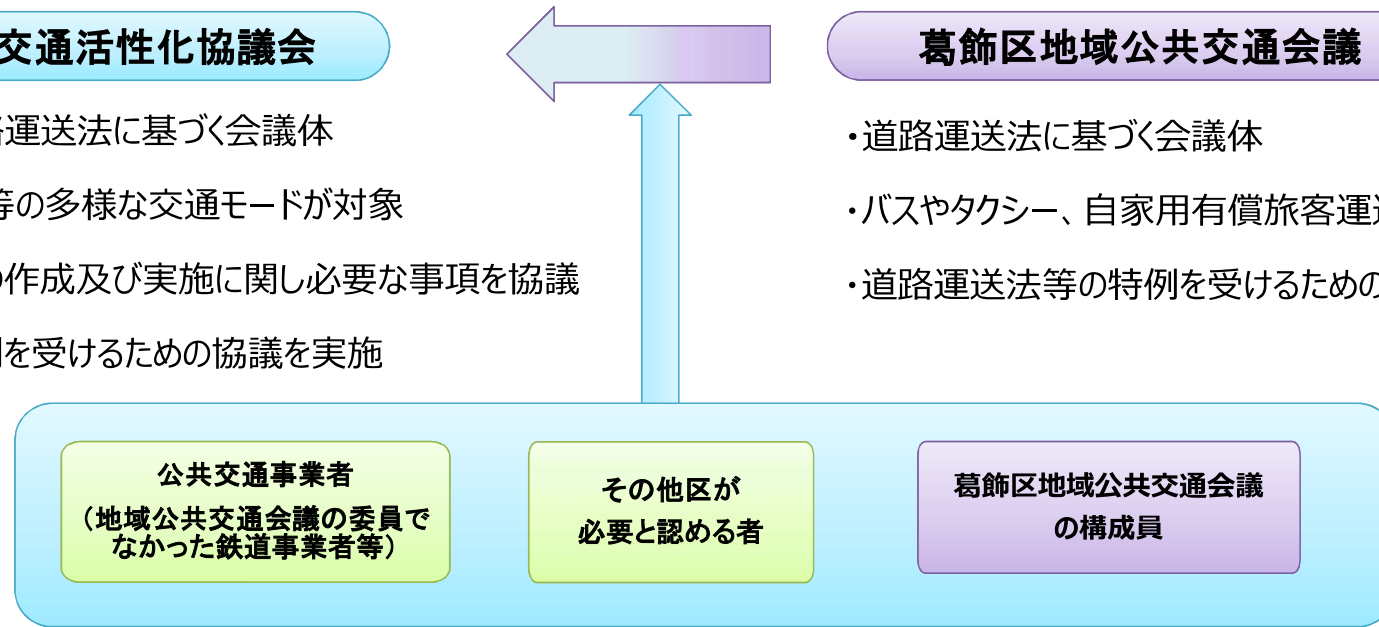
葛飾区地域公共交通活性化協議会

- ・地域交通法及び道路運送法に基づく会議体
- ・鉄道やバス、タクシー等の多様な交通モードが対象
- ・地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な事項を協議
- ・道路運送法等の特例を受けるための協議を実施

これまで（令和5年2月～令和6年10月）

葛飾区地域公共交通会議

- ・道路運送法に基づく会議体
- ・バスやタクシー、自家用有償旅客運送が対象
- ・道路運送法等の特例を受けるための協議を実施



どのような内容を話し合うのか

協議事項 = 議決を要するもの

- ・地域公共交通計画の作成及び変更に関する事項
- ・地域公共交通計画及び地域公共交通事業の実施に関する事項
- ・地域の実情に応じた適切な旅客運送の態様に関する事項
- ・循環バス等の運行計画及び事業の管理に関する事項
- ・協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項

鉄道やバス、タクシー等のあらゆる交通モードが連携し、一体となって検討を進める。



報告事項 = 協議事項に関連して報告を行うもの、その他情報共有し意見交換を行うもの

- ・協議事項に関する途中経過や状況報告、協議事項に関連のある取組や、情報共有が必要な事項について、意見交換を行う。